

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成30年3月13日（平成30年（行情）諮問第134号及び同第135号）

答申日：平成30年11月26日（平成30年度（行情）答申第329号及び同第330号）

事件名：特定職員に係る人事記録の一部開示決定に関する件
特定職員に係る人事記録の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定職員A及び特定職員Bに係る「人事記録（甲）」及び「人事記録（乙）」（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年9月13日付け20170814公開関東第1号及び同第2号により関東経済産業局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）のうち、勤務記録に関する事項について開示することを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書（平成30年（行情）諮問第134号及び同第135号）

ア 官職名・所属・職制上の地位に関する情報は、慣行として公にされている情報である。

一般職の常勤職員の官職名については、各省は人事異動に係る情報を発令（異動）時点で公表しており、経済産業省においても本省・外局・施設等機関・地方支分部局等ごとに氏名及び官職名・所属を公表している。この公表情報には職制上の段階に関する制限は一切行われていない。

独立行政法人国立印刷局が編纂する職員録では、各省人事担当が原稿を作成した上で公務員の所属・所掌事務が分かるように毎年掲載されている。

経済産業省職員名簿については、特定法人Aが特定名鑑を、また、特定法人Bが入手している職員情報は、経済産業省から入手した情報で、職員氏名及び職制上の官職名・地位が記載されている。

以上のとおり、国家公務員の官職名・所属に係る人事情報は、慣行として古くから公にされているところである。

イ 経済産業省職員の官職名・所属は、公的に担任する任務・所掌事務に関連する情報である。

発令を受けた経済産業省職員は、経済産業省設置法等に規定する任務・所掌事務に服務するのであるから、職員の発令ごとの官職名・所属を公にしても、それは担任する任務を表象する情報に過ぎず、個人の権利利益を害するおそれはない。

ウ 不開示処分のあった様式（乙）の「年月日」、「勤務記録事項」、「発令者」の官職発令に関する情報は、慣行として公にされている情報を個人について時系列に記載したに過ぎず、担任所掌する任務の情報を公開することで、個人の権利利益が害されることはない。

（２）意見書（平成３０年（行情）諮問第１３４号及び同第１３５号）

ア 人事管理との関連性

不開示部分には人事管理のための当該職員に関する極めて詳細な経歴等と人事管理と関連性を持たせて主張しているが、人事記録（乙）の年月日欄、勤務記録事項欄は国家公務員の職務遂行情報を時系列に記載しただけのものであり何ら極めて詳細な事項には該当しない。

人事異動は発令の度に常に公表されており、更に刊行物における人事異動情報で全職員は官職と併せて既に識別済みであり、何ら極めて詳細な事項ではない。

人事異動に関する刊行物については経済産業大臣宛の審査請求（平成２９年１２月４日付け）において記したとおりである。

イ 全体が一体として法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報
経済産業省の主張は、既に人事異動情報により公開されている情報を含めて全体が一体として規制されるべき個人情報と解釈しているが、情報開示には部分開示があるため、既に公開されている情報部分を含めて一体性を主張する根拠はない。

請求に対して個別項目ごとに審査がなされるべきである。

同一文書に記載された不開示情報と既に開示済みの情報を関連付けて、当該文書情報に一体性を持たせた上で既に公開されている情報部分まで不開示とすることは認められない。

ウ 職務遂行の内容に結び付く情報

国家公務員の職務遂行は発令をもって職制上の地位に就くのであるから発令は職務遂行に結び付く情報である。

公務員の職務・職制に関する規定は、国家行政組織法、各省設置法等に規定されており、発令に基づき組織法等に基づく職務権限（上

位者の命令を含む。) によるのであるから発令は職務遂行の内容に結び付く情報である。

従って人事記録(乙)の年月日欄, 勤務記録事項欄, 発令者欄は職務遂行に関連する情報であるから, 発令に基づく公務上の職制上の情報が開示されても個人の権利利益を害することはない。

以上により請求した情報の内, 人事記録(乙)の年月日欄, 勤務記録事項欄, 発令者欄は法5条1号前段には該当せず, 同条1号イないしハに該当するので開示されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分及びその理由

本件対象文書の各開示請求に対し, 処分庁は, 本件対象文書のうち, 法5条1号に該当する部分を不開示とし, その他の部分を開示する旨の各決定を行った。

原処分において, 不開示とした部分とその理由は, 次のとおりである。

本件対象文書のうち, 氏名, 表題及び項目名以外の情報(性別, 生年月日, 学歴, 試験・資格, 研修及び備考欄並びに勤務記録事項として勤務経歴, 給与及び発令者に関する記録, 職員番号等)は, 非公表の個人に関する情報であり, 特定の個人を識別することができるものであり, 法5条1号に該当するため, 不開示とした。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は, 本件開示請求に対し, 処分庁が行った原処分のうち, 法5条1号に該当するため不開示とした職員の官職名, 所属, 人事記録(乙)の年月日, 勤務記録事項, 発令者に係る部分(以下「本件不開示部分」という。)を開示することを求めるものである。

3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は, 本件不開示部分が慣行として公にされている又は公にしても個人の権利利益を害するおそれのないものであって, 法5条1号の不開示情報に該当しない情報であるため開示すべきであると主張している。

よって, 本件不開示部分の法5条1号該当性について, 以下, 検討する。

(1) 本件対象文書は特定個人(課長級未満の職位にある職員)に係る人事記録であり, 不開示部分には, 人事管理のための当該職員に関する極めて詳細な経歴等の情報が記載されており, これは, 全体が一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当する。

また, 本件不開示部分に記載されている極めて詳細な経歴等の情報は, 法令の規定により又は慣行として公にされ, 又は公にすることが予定されている情報とはいえず, 法5条1号ただし書イに該当しない。また, 同号ただし書ロに該当する事情もない。

さらに、本件対象文書に記載されている勤務記録事項、発令者を含めて、詳細な経歴等の情報は、当該職員の具体的な職務遂行の内容に直接結び付く情報とはいえず、法5条1号ただし書ハに該当しない。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号前段に該当し、同条同号イないしハに該当しないため、これを不開示とした原処分は妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| ① 平成30年3月13日 | 諮問の受理（平成30年（行情）諮問第134号及び同第135号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ③ 同年4月9日 | 審議（同上） |
| ④ 同月16日 | 審査請求人から意見書を收受（同上） |
| ⑤ 同年10月15日 | 本件対象文書の見分及び審議（同上） |
| ⑥ 同年11月21日 | 平成30年（行情）諮問第134号及び同第135号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定職員A及び特定職員Bに係る人事記録である。

審査請求人は、当該各人事記録のうち、「人事記録（乙）」の年月日、勤務記録事項及び発令者の各項目に係る不開示部分（本件不開示部分）の開示を求めており、諮問庁は、当該部分は法5条1号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書は、特定個人A及び特定個人Bに係る人事記録であり、本件不開示部分には、勤務記録事項として、採用からの勤務経歴、給与、発令日及び発令者に関する記録等、人事管理のための特定個人に関する極めて詳細な情報が記載されており、これは、全体が一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

また、本件不開示部分は、公務員の職務の遂行に直接結び付く情報とはいええないことから、法5条1号ただし書ハに該当するとは認められず、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されて

いる情報とはいえないことから、同号ただし書イにも該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

さらに、原処分において特定の個人を識別することができる記述である氏名が既に開示されていることから、法6条2項の適用の余地はない。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 付言

原処分では、表彰や勤務記録事項等の項目の空欄となっている部分が開示されているが、当該部分に該当する事実の記載がないこと自体が個人に関する情報に該当し、本件対象文書においては特定個人の氏名が開示されていることから、当該部分については、本来、法6条2項による部分開示の余地はなく、不開示とすべきものであったと認められる。

この点につき、原処分における不開示部分の特定の範囲は適切を欠くものであるといわざるを得ず、処分庁においては、今後、開示決定等に当たって、同様の事態が生じないように、慎重な対応が望まれる。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久